

○岡山市乳児等通園支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項の規定による乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育施設 市内に所在する保育所，認定こども園，地域型保育事業所，幼稚園及び企業主導型保育施設
- (2) 保育所 法第35条第4項の規定により認可を受けた，法第39条第1項に規定する施設
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する施設
- (4) 地域型保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第5項に規定する事業を行う事業所
- (5) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条により規定する幼稚園
- (6) 私立幼稚園 教育法第4条により設置認可された幼稚園であつて，同法に定める私立学校のうち，支援法第27条第1項の確認を受けている幼稚園
- (7) 企業主導型保育施設 支援法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち，法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が，企業主導型保育事業費補助

金実施要綱「第3」に基づき事業に取り組む施設

(8) 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務（ただし、第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設のうち、本市に法第59条の2第1項の規定に基づく届出を行つており、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁育成局長通知）に基づき、市長から指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた施設

（対象児童）

第3条 本事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、利用日時点において0歳6か月から満3歳未満の児童のうち、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 岡山市内に居住し、かつ、住民登録を有している児童
- (2) 教育・保育施設に通っていない、又は在籍していない児童
- (3) 第8条に基づき、市長が対象児童と認定し交付する認定通知書を有している児童

（事業の実施主体）

第4条 本事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、本事業の実施について、法第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた市内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園、認可外保育施設等を設置する者に委託することができる。

3 前項の委託を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、本事業の認可を受けた施設（以下「実施施設」という。）において本事業を実施するものとする。

（実施方法）

第5条 実施方法については、岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年岡山市条例第32号。以下「設備運営基準」という。）第20条に定める一般型乳児等通園支援事業により実施するものとする。

（利用時間）

第6条 本事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）の1月あたりの利用時間の

上限は10時間とする。なお、利用時間は、当月分のみ有効であり、前月以前及び翌月以降分の使用はできない。

2 第9条に定める予約を当該予約時間より前にキャンセルした場合は、前項の規定による利用時間には含めない。

3 本事業の利用の単位は、1時間とする。

4 同一月で複数の施設を利用することはできない。

5 事業実施者は、利用児童の利用時間の管理を行わなければならない。

(開設日、開設時間及び利用定員等)

第7条 開設日、開設時間及び利用定員は、事業実施者がニーズや受入体制に鑑み適切に設定しなければならない。

2 事業実施者は、前項の規定により開設日、開設時間、利用定員及び給食の提供の有無等のサービス内容をあらかじめ明示しておかななければならない。

(利用の申し込み等)

第8条 本事業の利用を希望する児童の保護者は、岡山市乳児等通園支援事業利用認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、令和6年度に実施した岡山市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業の利用認定を受け、かつ本事業の対象児童の保護者は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用認定の可否を決定し、その結果を岡山市乳児等通園支援事業利用認定通知書(様式第2号。以下「認定通知書」という。)又は岡山市乳児等通園支援事業利用認定却下通知書(様式第3号)により当該申請をした保護者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査に関して必要があると認めるときは、公簿等を閲覧し確認できるものとする。

(利用手続き)

第9条 前条第2項に規定する事業の利用認定を受けた児童の保護者(以下「利用保護者」という。)は、前条の認定通知を受けたのち、事業実施者に対し、利用希望日の予約を行うものとし、事業実施者は利用の可否を決定するものとする。利用保護者は、利用にあたり認定通知書を事業実施者に提示しなければならない。

(届出等)

第10条 第8条第2項の規定により、事業の利用認定を受け、その旨を認定通知書により通知を受けた日以後、認定通知書の内容に変更が生じたとき又は事業の利用認定を取り下げるときは、利用保護者は、岡山市乳児等通園支援事業利用認定変更（取下げ）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で必要があると認めるとき又は公簿等により認定通知書の内容に変更若しくは第3条各号に該当しなくなったと確認できたときは、認定通知書の内容を変更し、又は事業の利用認定を取り消すものとする。これらの場合において、市長は、当該変更した旨を岡山市乳児等通園支援事業利用認定変更通知書（様式第5号）又は取り消した旨を岡山市乳児等通園支援事業利用認定取消通知書（様式第6号）により利用保護者に通知するものとする。

(利用者負担額等)

第11条 事業実施者は、本事業を実施するために必要な経費の一部（以下「利用者負担額」という。）及び本事業の利用に係る費用の実費相当額を利用保護者から徴収することができる。

2 事業実施者は、前項の規定により利用者負担額及び実費相当額を徴収する場合は、その負担方法及び額をあらかじめ定め周知し、保護者同意を得ておかななければならない。なお、高額な利用者負担額及び実費相当額の設定を行うことのないように十分留意するものとする。

3 事業実施者は、前項に規定する金額をあらかじめ市に報告しなければならない。

4 利用保護者は、施設が定めた利用者負担額及び実費相当額を事業実施者に支払うものとする。ただし、第12条に基づき利用者負担額の減免を受ける者は、別表1に掲げる額と施設が定めた利用者負担額とを比較し、少ない方の額を施設が定めた利用者負担額から差し引いた額を事業実施者に支払うものとする。

(利用者負担額の減免)

第12条 市長は、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯が利用した場合は、別表1の額と施設が定めた利用者負担額とを比較し、少ない方の額を上限に前条の第2号の利用者負担額を減免することができる。

2 利用者負担額の減免を受けようとする利用保護者は、あらかじめ市長に岡山市乳児等通園支援事業利用者負担額減免申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（補助金）

第13条 市長は、事業実施者に対し、第14条の報告に基づき、別表2に規定する単価から算出した額を本事業の実施に要する費用として毎月支払うものとする。

2 市長は、第14条の報告に基づき、別表2に規定する加算分を第1項の補助金に加算して事業実施者に支払うものとする。ただし、複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用するものとする。

3 市長は、第14条の報告に基づき、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯が利用した場合は利用者負担額減免額に相当する額を第1項の補助金に加算して事業実施者に支払うものとする。

（実績報告）

第14条 事業実施者は、毎月の事業の利用状況を、翌月の10日までに、岡山市乳児等通園支援事業実績報告書により、市長に報告するものとする。

2 市長は、必要に応じて事業実施者に対して、事業に関する報告を求めることができる。

（実施の要件）

第15条 事業実施者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 設備運営基準を遵守すること。なお設備運営基準第22条第1項に規定する「その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」については、「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者とする。

(2) 乳児等通園支援（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の利用児童への遊び及び生活の場の提供並びに利用保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、本事業の特性に留意して、利用児童及び利用保護者の心身の状況等に応じて

提供されなければならない。

- (3) 事業実施者は、初回利用の前に、利用保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、利用児童の特徴や利用保護者の意向等を把握しなければならない。
- (4) 事業実施者は、利用保護者に対し、利用可能日、利用時間、サービス内容及び徴収する金額等を書面によって説明を行い、利用保護者の同意を得なければならない。
- (5) 慣れるまで時間のかかる利用児童に対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意しなければならない。
- (6) 事業実施者は、こどもの育ちに関する計画や記録を作成しなければならない。

(事業実施者の留意事項)

第16条 事業実施者は、事業実施に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用当日に、通園がない場合には、対象児童の状況の確認をすること。
- (2) 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- (3) 給食の提供については、事業実施者の判断とするが、利用保護者に提供の有無が分かるように周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など適切な実施に留意しなければならない。給食費の実費負担については、事業実施者において定めた金額を徴収すること。
- (4) 利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該児童の受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。
- (5) 利用保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設けること。

(事故報告)

第17条 事業実施者は、本事業を実施している中で事故が発生した場合には、「教育・

保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、市長に速やかに報告すること。

（帳簿）

第18条 事業実施者は、利用児童の状態を記録した帳簿その他補助金等の支払いの根拠資料等の帳簿について、事業実施後5年間保管すること。

（個人情報保護）

第19条 本事業に携わる者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（こども誰でも通園制度総合支援システム）

第20条 本事業の実施に当たり、本事業に係るシステム（こども誰でも通園制度総合支援システム）を活用し、利用保護者による予約、実施事業者におけるこどもの情報把握を行うものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月19日から施行する。
- 2 岡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱（以下「試行的事業実施要綱」という。）は廃止する。ただし、この試行的事業実施要綱に基づき交付された委託料については、第17条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

別表 1

世帯区分	利用者負担額減免額
生活保護法による被保護世帯	児童一人当たり1時間300円
市町村民税非課税世帯	児童一人当たり1時間240円

- (1) 生活保護法による被保護世帯とは、本事業を利用した日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合をいう。
- (2) 市町村民税非課税世帯とは、保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者が本事業を利用した日の属する年度（事業を利用した月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税を課されない者である場合をいう。

別表 2 (第13条関係 補助金)

補助項目	補助要件	補助基準額
基本分	対象児童を受け入れた場合 (児童の年齢に応じた単価については、 年度当初の年齢に応じた単価)	対象児童一人1時間につき 0歳児： 1, 300円 1歳児： 1, 100円 2歳児： 900円
加算分		
(1) 障害児加算	障害児を受け入れ、職員配置基準に加えて職員を配置した場合に基本分に加算	対象児童一人1時間につき 400円
(2) 医療的ケア児加算	医療的ケア児を受け入れ、職員配置基準に加えて看護師、准看護師、保健師又は助産師や喀痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。)の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置した場合に基本分に加算	対象児童一人1時間につき 2, 400円

(1) この要綱において「障害児」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する児童をいう。

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童

ウ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき療育手帳の交付を受けている児童

エ その他前2号に掲げる児童と同等程度の障害を有するものとかども総合相談所又

は医療機関等において判定し、又は診断された児童

- (2) この要綱において「医療的ケア児」とは、本児の主治医から意見書及び指示書の写しが市に提出され、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にあると確認できた児童をいう。

こどもコード

岡山市長 様

岡山市乳児等通園支援事業利用認定申請書
(こども誰でも通園制度)

下部記載の事項に同意し、岡山市乳児等通園支援事業の利用を希望するので、次のとおり申請します。

申請日	令和 年 月 日
-----	----------

受付印			
	提出方法	窓・郵	受付者
	提出者	父・母・園・()	
本人確認	免・マ・健・()		

1. 申請者

申請者氏名 ※1	現住所		〒 -			
	(児童との続柄:)		〒 - (転居予定日: 令和 年 月 日)			
日中の連絡先 ※2	①	父携帯・母携帯・自宅・その他()	②	父携帯・母携帯・自宅・その他()	利用開始希望日	令和 年 月 日

※1 申請者が署名する場合は押印不要です。

※2 日中の連絡先（電話番号）は、連絡がつく順に記入してください。

2. 保護者及び対象児童

	父	母	対象児童
フリガナ			
氏名			(性別: 男・女)
生年月日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	令和 年 月 日
現住所 ※3	〒 - □申請者と同じ	〒 - □申請者と同じ	〒 - □申請者と同じ
転居先 (転居予定がある場合) ※4	〒 - □申請者と同じ (転居予定日: 令和 年 月 日)	〒 - □申請者と同じ (転居予定日: 令和 年 月 日)	〒 - □申請者と同じ (転居予定日: 令和 年 月 日)

※3 ※4 現住所及び転居先は、上記申請者と異なる場合のみ記入してください。

申請にあたって同意していただく事項

- 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設を利用している場合は、申請できません。
- 岡山市乳児等通園支援事業の審査にあたって、必要があると認めるときは、公簿等を閲覧し確認することがあります。
- 申請書等に記載した内容は、岡山市乳児等通園支援事業に関する情報として必要と認められる場合に、本事業を実施している施設・事業者へ提供することがあります。
- 1か月の利用時間は10時間が上限です。10時間を超えての利用分については、本事業の対象外です。
- 同月に複数の事業実施施設を利用することはできません。
- 申請内容が事実と相違した場合は、岡山市乳児等通園支援事業の利用を取り消すことがあります。
- 利用承認後、承認通知書の内容に変更が生じた場合は、すみやかに岡山市乳児等通園支援事業利用認定変更（取下げ）届出書を提出します。

<担当課処理欄>

認可保育施設・幼稚園利用

なし
あり

企業主導型保育利用

なし
あり

利用認定

可
不可始
終. .
. ./
入力

岡山市乳児等通園支援事業利用認定通知書
(こども誰でも通園制度)

様

岡 山 市 長

申請のありました岡山市乳児等通園支援事業利用認定について、次のとおり決定しましたので、通知します。

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	住 所	
児 童	氏 名	
	生年月日	
認 定 期 間		

利用についての説明

施設の利用を希望される場合は、直接、利用希望施設へ申込をしてください。
その際、必ず本通知書と別添「施設利用確認票」を持参し、施設側へ提示してください。
同じ月に複数の施設を利用することはできません。
上記、通知内容に変更があった場合は、速やかに「岡山市乳児等通園支援事業利用認定変更（取下げ）届出書」を提出してください。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

岡山市乳児等通園支援事業利用認定却下通知書
(こども誰でも通園制度)

様

岡 山 市 長

申請のありました岡山市乳児等通園支援事業利用認定について、次のとおり却下しましたので、通知します。

保護者	氏 名	
	住 所	
子ども	氏 名	
	生年月日	
却 下 理 由		

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

こどもコード

岡山市長 様

岡山市乳児等通園支援事業利用認定
変更（取下げ）届出書
（こども誰でも通園制度）

受付印

以下のとおり、岡山市乳児等通園支援事業の利用にあたり、変更が生じたので届け出ます。

利用の変更にあたり、岡山市が住民基本台帳等必要な公簿の照会・調査等を行うこと又は求めに応じ、施設・事業者に資料を提供することについて同意します。

提出方法	窓・郵	受付者	
提出者	父・母・園・（ ）		
本人確認	免・マ・健・（ ）		

申請日 令和 年 月 日

1. 申請者

フリガナ		〒	—
申請者氏名	(児童との続柄:)	現住所	
生年月日	昭和 年 月 日 平成	連絡先	— — 父携帯・母携帯・自宅 ・その他 ()
対象児童氏名		児童生年月日	令和 年 月 日

申請者が署名する場合は押印不要です。

2. 変更事項（変更する項目のみ記載してください）

□世帯構成員の変更			
変更理由			
氏名			
生年月日	和暦 年 月 日	和暦 年 月 日	和暦 年 月 日
児童続柄			
変更種別	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 氏変更 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 氏変更 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 氏変更 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> その他 ()
変更日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
□住所の変更			変更年月日
変更後住所	〒 —		令和 年 月 日
□電話番号の変更			
①	父携帯・母携帯・自宅 その他 ()	②	父携帯・母携帯・自宅 その他 ()
	— —		— —
		優先順位	①父携帯・母携帯・自宅・その他 () ②父携帯・母携帯・自宅・その他 () ③父携帯・母携帯・自宅・その他 ()

□認定の取下げ
取下げ理由
□その他

<担当課処理欄>

入力

岡山市乳児等通園支援事業利用認定変更通知書
(こども誰でも通園制度)

様

岡 山 市 長

先に承認した岡山市乳児等通園支援事業利用認定について、次のとおり変更したので、通知します。

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	住 所	
児 童	氏 名	
	生年月日	
変 更 認 定 期 間		
変 更 理 由		

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

岡山市乳児等通園支援事業利用認定取消通知書
(こども誰でも通園制度)

様

岡 山 市 長

先に認定した岡山市乳児等通園支援事業利用認定について、次のとおり取り消しましたので、通知します。

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	住 所	
子 ども	氏 名	
	生年月日	
認 定 取 消 日		
取 消 理 由		

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

岡山市乳児等通園支援事業利用者負担額減免申請書
(こども誰でも通園制度)

岡山市長様

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

岡山市乳児等通園支援事業を利用する児童の利用料について、岡山市乳児等通園支援事業実施要綱第12条第1項及び第2項の規定により減額を申請します。

なお、住民基本台帳調査及び申請者、利用児童及び世帯員の生活保護受給状況調査及び課税状況調査に同意します。

申請者
(保護者)

(フリガナ) 申請者氏名	
住 所	
生年月日	昭和・平成 年 月 日

利用児童 (年 月中)

登録 番号	(フリガナ) 児童氏名	生年月日	利用日 (日付及び時間数)
		令和 年 月 日	[] 時間
		令和 年 月 日	[] 時間
		令和 年 月 日	[] 時間

(注意事項)

1. 利用料を減額することができる世帯は、**利用日現在、次のいずれかに該当する世帯**です。

- (1) 生活保護法による被保護者世帯
- (2) 市町村民税非課税世帯

2. 1. (1) については、被保護者世帯であることの証明書(写し)の添付が必要な場合があります。

3. 1. (2) については、世帯全員が非課税である場合に該当します。

4. 1. (2) の対象となる市町村民税は、次のとおりです。

(ア) **利用が年度初日(4月1日)から8月31日までの場合、前年度分。**

年度初日の属する年の前年1月1日の住所が岡山市以外であった場合、その市町村が発行した非課税証明書で世帯全員のもの(市町村民税を課税されていないことが分かる証明書の**原本**。本事業に関して対象年度の非課税証明書を提出済みで、世帯員に変動がない場合は省略可。以下同じ。)を添付してください。

(イ) **利用が9月1日から年度末日(3月31日)までの場合、当該年度分。**

年度初日の属する年の1月1日の住所が岡山市以外であった場合、その市町村が発行した非課税証明書で世帯全員のものを添付してください。

施設 記入欄	利用施設名	減額金額 _____円×_____時間分=_____円
岡山市 記入欄	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> (生活保護) <input type="checkbox"/> (市町村民税非課税) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 対象外	